

## 平成26年度品川区教育委員会事務事業の点検および評価報告書

### 1. 目的

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条の規定に基づき、品川区教育委員会がその権限に属する事務の管理および執行の状況について点検および評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、区民への説明責任を果たすことを目的とする。

### 2. 仕組み(方法・基準)

(1) 「品川区教育委員会事務事業評価実施要領」に基づき、教育委員会所管の予算事業を対象として、事業ごとにその必要性・代替性・効率性について基本的な評価を行い、これをもとに今後の方向性として総合評価を行った。

#### (2) 評価基準

① 基本評価（必要性・代替性・効率性）の基準は次のとおりである。

評価基準	評価の視点	評価	
必要性	<p>◆そもそも区民や区内事業者等にとって必要な事業か</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的の妥当性、区民等のニーズはあるか</li> <li>・時代の変化に適応しているか</li> <li>・他に類似の事業はないか、代替手段は他にないか</li> </ul>	A	区民等のニーズが高く必要な事業である
		B	法令等の定め、または一定のニーズがあり必要性は高い
		C	区民等のニーズはあるが、時代変化に適応しなくなっている部分がある
		D	区民等のニーズや社会変化に全く適応しておらず不要な事業である
代替性	<p>◆その事業は区が主体となって行うべき事業か</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政が担う必要があるか</li> <li>・行政が担う必要性があっても、区が実施することが適当か</li> </ul>	A	区が積極的に実施すべき事業である
		B	区が実施すべき事業として法令等で定められている、または区が実施することが効果的である
		C	どの主体でも実施は可能だが、区が実施することが概ね適当である
		D	国・都または民間が実施すべき事業である、または区が実施すべき事業としては役割を終えた事業である
効率性	<p>◆実施手法は適切か</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投入された資源量に見合った結果、成果が得られているか</li> <li>・最小の経費で最大の効果を挙げているか</li> <li>・受益者負担は適正か</li> <li>・対象範囲は適正か</li> <li>・同種の事務事業を実施している自治体や民間企業と比べて手法は効率がよいか</li> </ul>	A	実施手法は適切で、見直しの必要はない
		B	実施手法は概ね適切である
		C	実施手法は概ね適切であるが、一部見直しが必要である
		D	大幅な見直しが必要である

② 総合評価（今後の方向性）の基準は次のとおりである。

評価基準		評価	
総合評価	拡 充	A	十分な事業水準にあり、かつ将来への必要度も高く、今後も拡充が必要
	継 続	B	一定の事業水準にあり、今後も更なる効率化を図りつつも、現在の事業水準を維持
	見 直 し	C	事業の必要性はあるが、その手法・執行体制等見直しが必要
	廃 止	D	事業を廃止（または休止）

### 3. 対象事業

点検および評価の対象とする事業は、平成26年度実施の教育委員会の権限に属する予算事業を評価対象とした。

以上により事務事業評価対象事業数を126事業とした。

（庶務課：30 学務課：23 指導課：57 品川図書館：16）

### 4. 結果

品川区教育委員会は事業の点検および評価を行うにあたって、品川区教育委員会の教育目標・基本方針に基づき事業を適切に執行しているかを基本に評価を行った。

今回評価を行った事務事業の点検および評価結果は次のとおりである。

(1) 実施事業の総合評価（今後の方向性）

評価基準			該当事業 合計	内訳			
				庶務課	学務課	指導課	品川図書館
				A	拡充	十分な事業水準にあり、かつ将来への必要度も高く、今後も拡充が必要	9
B	継続	一定の事業水準にあり、今後も更なる効率化を図りつつも、現在の事業水準を維持	114	28	22	49	15
C	見直し	事業の必要性はあるが、その手法・執行体制等見直しが必要	2	0	0	1	1
D	廃止	事業を廃止（または休止）	1	0	1	0	0
—	完了	事業が完了している	0	0	0	0	0
合計			126	30	23	57	16

今後も拡充が必要（拡充）《A》とした事業が7.1%であり、効率化を図りつつ現在の水準を維持すべき（継続）《B》とした事業が全体の90.5%を占めている。また、事業の必要性はあるが、執行方法や執行体制を見直すべき（見直し）《C》とした事業が1.6%、事業の廃止（廃止）《D》とした事業が0.8%である。事業の完了により今後の方向性について評価を行わなかった（完了）という評価は該当がなかった。

## (2) 教育委員会意見

区民（保護者、児童・生徒、地域住民等）への教育効果等の実績、事業の必要性および費用対効果等の視点から点検および評価を行ったところ、教育委員会事業については概ね教育目標に従い着実かつ適切に執行されており、現状維持または現状をベースに発展、向上させるべきであると考えます。

今回、総合評価で「見直し」とした事業については、中長期に課題を検討するべきものもあり、計画的に改善していく必要がある。また「継続」とした事業についても、その意義と目的を常に意識しつつ実施するよう努力されたい。

評価の結果の良し悪しではなく、評価結果を活かし、さらに創意工夫を重ねて効果的かつ効率的な事業推進にあたられることを求めたい。

以下、個別の事業に対する点検および評価にあたっての教育委員会の主な意見をあげる。

### ①家庭教育力の向上支援について【庶務課】

平成24年度より行っている「教育に関する意見交換会」において、過保護、過干渉、しつけ、教育方法に悩んでいる親、他人の助言に耳を傾けない親などによる家庭教育力の低下が挙げられたことに伴い予算化した事業である。行政による関与は困難な領域ではあるが、教育委員会事務局は、子どもの成長に合わせた親の関わり方と家庭での教育力の必要性の有無を自覚する働きかけを行う。その際、行政による一方的な働きかけではなく、保護者と一緒に考えサポートをしていくことが重要である。また、教育委員会・校長会・小中PTA連合会の意見を集約した保護者用チェックシートおよび家庭教育ブックの有効な活用方法について検討する。

### ②子ども地域活動支援について【庶務課】

平成24年度より行っている「教育に関する意見交換会」において、児童・生徒の住所地における地域活動の参加率の低下が挙げられたことに伴い予算化した事業である。事業を通じて、児童と保護者に居住している地区の町会名・自治会名を再確認してもらうとともに、地域行事への関心を高め、参加促進につなげるよう工夫する。また、区長部局の地域活動課等とも連携を図り、町会・自治会の行事を周知する機会を設け、地域と学校の協力体制を充実させることが大切である。

### ③校舎等整備について【庶務課】

便所改修および便所排水管耐震工事など、年度ごとに必要な改修工事については、老朽化した学校を総合的に評価して計画的に改修を行う。また、非構造部材耐震改修については、児童・生徒の安全確保や災害時の避難所になることから計画的に実施する。さらに、文部科学省の新たな手引きに従い、高さ6mを超える天井または面積が200㎡以上の天井、バスケットゴール、照明器具等の非構造部材については耐震化の調査を行い、早期の工事着手に努める。

④校庭整備について【庶務課】

校庭は使用頻度が高く、経年による劣化が見られる学校がある。教育委員会事務局は、児童・生徒の安全面の向上や快適な教育環境を確保するため、劣化した学校を総合的に判断し、計画的に改修を行う。また、校庭の砂埃等の飛散により、近隣住民からの改善要求が多い学校については、人工芝生化等も含め慎重に検討していく必要がある。

⑤区固有教員の採用について【指導課】

区固有教員は、採用から退職まで品川区の教員となるため、現場での活躍に期待するところは大きく、そのため、採用者に求める力量も必然的に高くなる。独自に教員採用を行っている自治体では、採用前に教育実習やボランティア等で参加させ、採用者の力量や資質等を見極めているケースもあることから、品川区においても、例えば、採用前に採用希望者が力を発揮できる様々な場面を与えることも検討していく必要がある。また、区固有教員の研修については、プログラムが固定化しないようマネジメント研修等を取り入れるなど、プログラムの改善・充実が必要である。

⑥市民科・各教科の充実について【指導課】

品川区独自の教科である市民科については、今後、どのようにノウハウを蓄積していくかが課題であるとともに、市民科学習の推進を図るための研修を工夫するなど、子どもたちへの指導方法についても研究していく必要がある。また、各教科の基礎・基本の徹底を図り、小中一貫教育の教育課程の着実な推進を図ることが求められる。都道府県や市町村レベルでは、教育センターなどの施設に様々な指導案がデータ保管されていることが多いため、品川区についても市民科・各教科の良い指導案についてデータ化するなど、有効活用を図ることも大切である。

⑦オリンピック教育推進事業について【指導課】

東京都における生徒の「体力」は、全国平均と比較して低い傾向にある。学校や教育委員会事務局は、体育授業に関わる専門性を持った講師の招聘や2020年オリンピック・パラリンピックの開催に向け、体力向上における様々な施策に対し積極的に取り組む。また、学校や教育委員会事務局のみの施策ではなく、区長部局の地域振興事業部や子ども未来事業部等とも連携を図り、地域全体で体力向上に努めるとともに、品川区で開催されるオリンピック・パラリンピック競技の普及啓発を図る。

⑧学校評価について【指導課】

校区外部評価については、研修会の実施や自己評価、学校独自の評価指標を基にした評価活動への改善を図っているが、一部には外部評価委員の固定化・形骸化により現在の教育課題に十分に対応しきれないとの指摘がある。教育委員会事務局としては、学校評価の仕組み自体を変えた評価の制度を作ることが必要である。また、教育委員会事務局は、平成26年度の文部科学省委託事業

の成果を活用し、学校評価制度の仕組みの見直し、学校教育に対する地域との連携・参加の仕組みの見直しなど、学校教育の質の向上と地域の活性化を図る。その際、地域の力をより一層学校経営に生かせるよう、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を分担し、共通理解に基づいて、地域の児童・生徒の育成を図る仕組みを検討する。

⑨ スチューデント・シティ、ファイナンス・パーク、経営者体験（CAPS）について【指導課】

スチューデント・シティやファイナンス・パーク等は、委託事業であるため、著作権を持つ事業者によるプログラム内容の大幅な改訂は難しいが、教育委員会事務局としては、プログラムが固定化しないよう事業の活用方法や今後の方向性を含め、市民科としての位置づけと関連性を確認することが大切である。

⑩ 中学校英語学習指導について【指導課】

経済・社会等のグローバル化が進展する中、子どもたちが21世紀を生き抜くためには、国際的共通語になっている「英語」によるコミュニケーション能力を身に付けさせることが重要である。そのためには、実際に使用できる英語を身に付けさせることが重要であるとともに、子どもたちが自ら英語を学びたいと思えるような取り組みを展開することが大切である。グローバル人材育成塾については、7年生から9年生まで同レベルのレッスンであるため、生徒の習熟の差に応じきれっていない現状がある。レベルを分けるなど、レッスン内容を工夫し、生徒一人一人に応じた実践的なコミュニケーション能力を身に付けられるよう改善を図る。

⑪ 図書館窓口等業務委託について【品川図書館】

平成27年度より、中央館を除く地区館に指定管理者制度を導入することで、開館時間の拡大や窓口サービスの向上等が期待できる。これに伴い、従来の図書館運営経費に係るコストは削減されるが、蔵書の選定における調整や各館における図書館サービスのバラつき等が生じないように、指定管理者と積極的に連携を図り協力体制を築く。

(3) 点検・評価に関する学識経験者からの意見

教育委員会の点検および評価に関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項の規定に基づき学識経験者に意見を求めた。

意見を求める内容については、平成26年7月8日開催の教育委員会定例会において協議のうえ決定した。

① 対象事業

- 1 区固有教員の採用について（区固有教員に対する研修を含む）
- 2 市民科の授業で実施している委託事業全般について（スチューデント・シティ、ファイナンス・パーク、CAPS、学校茶道等を含む）

② 学識経験者 筑波大学 教授 樋口直宏

学識経験者からの意見は以下のとおりである。

## 1 区固有教員の採用について（区固有教員に対する研修を含む）

品川区固有教員制度は、平成 21 年度採用より実施され 6 年目を迎えた。義務教育学校の教職員は県費負担を原則としており、かつては市区町村費負担による教職員の採用は不可能であったが、構造改革特区制度をふまえて、平成 18 年に市町村立学校職員給与負担法が一部改正され、市区町村が独自に教職員を任用できることとなった。しかし、市町村費負担教職員制度を実施する自治体の多くが、少人数学級等を実現するための期限付任用であるのに対して、品川区では任期を定めず都費教員と同等の条件および待遇で採用を行っている点が特色である。

品川区固有教員は、平成 21 年度から本年度まで合計 18 名を数える。男女比はほぼ半数ずつであり、年齢は 23 才から 47 才と幅広い。これは、一般選考とは別に経験者選考を行っているためであり、上記 18 名中経験者からの採用は 13 名である。採用試験は都とは別日程で行われ、区独自に一般教養、教職教養、論文および面接から成る試験を実施している。当初は小学校と中学校とを別枠で募集していたが、平成 25 および 26 年度採用では小中共通で募集するとともに、小学校と中学校の両方の教員免許状を有することを必要とした。毎回 5 名程度の採用予定人数に対し、実質倍率は 8～24 倍であり、都の採用試験よりも高倍率である。

前述の通り、採用者は都費教員と同様の条件及び待遇であり、区内の小中学校に配属され、職務も変わりはない。だが、区外への異動がないことに加えて、「品川区教志研究協議会」の下で固有教員全員に対する区独自の研修が行われる点が特徴である。平成 26 年度の場合、2 泊 3 日の宿泊研修を含む、のべ 7 日間の研修が計画されている。研修は大きく、講話・講義とグループ研究の二つから成る。講話・講義は、区長、教育長、教育委員、指導課長等が担当し、指導主事もグループ研究の講師を担当する。グループ研究については、市民科部会、英語科部会、理数部会のいずれかに固有教員は所属し、3 年計画で授業研究等に取り組んでいる。

小中一貫教育を実現するためには、品川区の教育政策および学校、児童生徒、地域の実態に精通するとともに、小中学校両校種の教員免許状を所有して、施設一体型および分離型のいずれの場合においても 9 年間を見通した指導ができることがのぞましい。ところが、文部科学省による小中一貫教育等についての実態調査によれば、小学校教員に占める中学校免許併有教員の割合は、全国平均 59.9%に対して東京都は 45.8%、また中学校教員に占める小学校免許併有教員の割合は、全国平均 30.4%に対して東京都は 11.6%といずれも下回っている。区固有教員の採用は、このような免許併有教員の現状に対して特に有効に機能すると思われる。

優秀な人材確保のためには、校種別教員免許状の保有状況だけでなく、採用試験に際

して小学校と中学校両方の教育に熱意や関心を持っているかを見極めることが重要であろう。また例えば、小中一貫教育を研究テーマとしている大学生や経験者に対して、教育論文や研究成果物を参考資料として提出することを認めたり、選考前の広報活動の一環として、希望者に対して区内学校で一定期間教育実習とは別にインターンシップを受け入れ、小中一貫教育のよさを理解してから出願してもらう等の方策によって、志願者の質や意欲の向上が期待できる。さらに、固有教員として採用された後の昇任については、主任教諭、主幹教諭、管理職選考のそれぞれについてすでに実施要項が策定されている。これについても都費教員に準ずるだけでなく、例えば児童生徒の発達に関する理解や小中間の連続したカリキュラム開発等、特色ある試みが選考内容や観点に加味されてもよいであろう。

固有教員に対する研修制度については、研修内容を検討する必要がある。現在は、固有教員全員が一堂に会して「教志研究会」としての独自研修を実施しているが、これは固有教員としての自覚や連帯感を高める一方で、就退職者を除きメンバーが固定され、経験および勤務年数や職階に応じた内容を企画することが困難になる等の課題が生じつつある。今後は研修受講者が 20 名を超えることが予想されるため、例えば経験年数に応じた分科会を設けて全体会と併用する等の方法が考えられる。また、固有教員ゆえに他地区の教育を経験できないという課題もあるので、人事交流や大学院での長期研修等が行える仕組みを作ることで、教員の資質向上が期待される。

## 2 市民科の授業で実施している委託事業全般について

(スチューデント・シティ、ファイナンス・パーク、CAPS、学校茶道等を含む)

品川区では、児童生徒一人一人が自らの在り方や生き方を自覚し、生きる筋道を見付けながら自らの人生観を構築する基礎となる資質を育て能力を身につけさせることを目指して、教育課程の特例として市民科を実施している。市民科授業は 1~9 の各学年で、自己管理、人間関係形成、自治的活動、文化創造、将来設計の各領域について、独自の教材を開発の上実施している。このうち、内容やプログラムの一部を外部に委託しているのが、上記の事業である。

スチューデント・シティ、ファイナンス・パーク、CAPS は、公益社団法人ジュニアアチーブメント日本と共催で実施しており、将来設計領域に位置づけられる。スチューデント・シティは 5 年生を対象に、児童が会社の経営側と消費側とを体験しながら、経済や金融に関する基礎的な知識や技能を学習する。ファイナンス・パークは 8 年生を対象とした生活設計体験学習であり、年収や家族構成が定められた架空の社会人として消費生活をシミュレーション体験しながら、希望するライフスタイル等に基づいて将来の進路を体験的に考える。これらはいずれも 15 時間扱いであるが、そのうち 6 時間を、現実に近い店舗を設置した街および実際の生活空間を再現した施設を、品川学園内に設



けた専用施設で学習する点が特色である。専用施設での学習は、土曜日に1日かけて集中的に行われ、全小中学校が年間を通して交代で使用する。これに対してCAPSは、7年生を対象とした5時間扱いの経営体験学習であり、自校の教室で専用のパソコンソフトを用いながら、仮想の帽子販売店の経営体験とディスカッションを通して意思決定力を育成する。

市民科のねらいと照らし合わせて考えると、経済活動の仕組みや将来設計について、現在および将来の生活と結びつけながら学習する活動は、市民にとって必要な知識や態度を習得できるという点で意義深い。しかも、店舗や企業を模した専用施設での活動と、それに向けての事前事後学習を合わせて行うことによって、経験による理解と机上での学習との相乗効果が期待できる。しかしながら、そのような意義を教師が理解して授業に臨まなければ、市民科カリキュラムと遊離したイベントに終わってしまう恐れもある。

具体的には、施設面では品川学園の開校とともにスチューデント・シティ、ファイナンス・パーク専用施設も移転新築されたことで、快適な活動が保障されるとともに、交通の便や品川学園の教育活動に影響が出ない等の配慮がされている。その一方で、100名以上の児童生徒が活動する場としては若干の狭隘さを感じる。どちらも活動スペースを取り囲む形で店舗や企業のブースを設けているが、特にスチューデント・シティについては買い物、販売・宣伝、まとめ、教師の補助に関する動線が交錯してしまい、「街」の雰囲気が見えにくくなっていた。協賛企業の入れ替え等の際に、全体配置についても検討を加えてほしい。

内容については、ジュニアアチーブメントが世界各国で実施しているプログラムに準拠しているため、完成度は高い一方で修正がしにくいという課題がある。そのためまず、市民科の指導の手引き上「参考資料を載せている必修単元」となっている位置づけを、他と同様に単元番号を付けて明確化することが考えられる。それを受けて教師は、教室での事前・事後学習をマニュアルに沿って実施する中で、市民科全体の目的や、経済活動に関する他の教科内容、さらには対人関係や接客サービス等の社会性や礼儀作法といった生徒指導面との関係を、児童生徒に伝えることが求められる。さらに当日の活動には、ジュニアアチーブメントの講師とともに、企業および保護者ボランティアも参加される。講師や企業ボランティアは当日の流れを理解しており、教師や保護者ボランティアと連携できるような事前の説明が必要になる。これらは、経験を繰り返すことで習得できる部分も多いので、今後とも事前研修などの充実を図ることが必要であろう。

市民科の授業で実施している委託事業全般については、この他に文化創造領域において学校茶道を茶道裏千家淡交会に委託して実施しているほか、セカンドステップやCAPといった暴力防止プログラムの実施を、NPOに委託することもある。これらについても、教育委員会と各学校は、外部講師との日程調整や会場、道具の準備等を周到に行い、講師の専門性が発揮できるように配慮している。だがそれゆえ、教師がコーディネーターに終始する可能性もあるため、外部講師が「ゲスト」に終わらないように、事前事後

学習も含めてさらなる工夫をお願いしたい。ただし、現在も多くの外部委託のプログラムを導入しており、今後の継続や導入については十分に考慮するとともに、地域ボランティア等の有効活用についても検討していく必要がある。

### 3 まとめ

今回対象とした2事業は、いずれも品川の教育改革の核である小中一貫教育と関わりが深い。中央教育審議会の議論をふまえて、今後は小中一貫教育の法制化が予想される。新たな学校種としての小中一貫教育学校や、分離型を中心とする小中一貫教育型小学校・中学校として各学校を位置付けるためには、校長、教職員組織、教員免許状の種類、教育課程の系統性と特例化といった点について、どのように対応するかを検討することが必要になる。固有教員と市民科授業は、これらと密接にかかわる課題であり、今後全国的に小中一貫教育が導入される中で、品川区の特色を打ち出すための手段として、さらなる充実をのぞみたい。

筑波大学 教授 樋口直宏

(4) 各事業の点検および評価結果は、次ページ以降のとおりである。

## 平成26年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
1	庶務課	教育委員会運営 教育委員会の開催等	B (継続)	基礎的自治体として、地域の実情に応じた教育の振興を図るため、継続して実施する。また、区長と教育委員が直接意見交換することで、双方の連携をより強化していく必要がある。今後は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、規定や体制の整備を行っていく必要がある。
2	庶務課	教育広報紙の発行 年2回教育広報「教育のひろば」を発行する。平成26年度は、広報広聴課予算にて、「教育・子育て特集号」を発行する。	B (継続)	区民の方に「プラン21」についての理解を深めていただき、区外に向けて本区の教育を周知するために必要である。
3	庶務課	教職員の健康管理 教職員に対する健康管理のための各種健診の実施	B (継続)	教職員の健康診断は、法律で受診義務が定められている。教職員の健康診断実施者は学校設置者(区)となる。100%を目標に今後も教職員の健康管理に努める。
4	庶務課	教職員ストレスチェック 年1回、常勤教職員を対象に教職員専用のストレスチェック調査票を配布。分析を業者に依頼し結果を本人に返却。結果が要注意のものには産業医より病院受診を促す。さらに、ストレスの多い学校に対しては産業医訪問を行う。	B (継続)	教員が心身ともに健康であることは、教育の質の確保のため不可欠である。精神疾患は自分で気付くのが遅れやすく、重症化、長期化しやすいため、ストレスチェックによる早期発見が必要である。今後もストレスに対するセルフケア対策を啓発する意味でも受診率や事後指導等適切な運営に努める。
5	庶務課	安全衛生講習会 学校区職員対象にストレッチ、ワーク等の講師を招いて公務災害防止の目的で講習会を行う。また、学校管理職対象メンタルヘルス講習会では、年1回学校特有のメンタルヘルス問題について講師を招いて講習会を行う。	B (継続)	安全衛生講習会では、公務災害防止やメンタルヘルスをテーマに行っている。学校用務職員においては、公務災害防止に有効とされている危険予知訓練を行っている。参加希望者も多く、学校現場共通の問題に理解を深めることや繰り返し実施することで、安全・健康対策により効果があがるため、今後も適切な運営に努める。
6	庶務課	教職員の安全衛生管理 区立小中学校に勤務する教職員、用務等を含む学校の職員の安全と健康維持増進を図るため、健康教育・健康管理業務を行う。	B (継続)	学校職員の安全と健康増進を図るため、労働安全衛生法に定められた産業医等の配置を行っている。今後も安全衛生会議、産業医訪問・面談等を行い、公務災害防止や健康管理体制の充実に努める。
7	庶務課	学校職員の被服貸与 区立小中学校、幼稚園に勤務する職員(用務・栄養士・給食業務)に職務を遂行する上で必要となる被服を貸与する。	B (継続)	用務職員・栄養士・給食業務に被服貸与をしているが、給食業務の民間委託に伴い、現員数は減少している。今後、貸与規定の変更が必要になるとともに、不要となってきた貸与品を精査し、新たな品目の必要性について検討する必要がある。
8	庶務課	文化財保護審議会 文化財の保存・活用に関する重要事項の調査審議、区指定文化財の新規指定・解除について諮問する。また、各分野の専門家である審議会委員から助言・指導を受けることで、適切な文化財調査を実施する。	B (継続)	品川区文化財保護審議会は、文化財の保存・活用に関する重要事項(文化財の指定・解除等)について審議し、教育委員会に建議するなど文化財保護法により設置が義務づけられる附属機関である。

## 平成26年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
9	庶務課	文化財の保護	B (継続)	彫刻や絵画、史跡、民俗芸能など141件の有形・無形の重要な文化財が区指定文化財に指定されている。また、未指定文化財の所在把握や適切な保存方法を講じるため、文化財の学術的な調査を継続的に実施していくことが不可欠である。
		区内に所在する文化財(未指定を含む)について、専門知識を有した調査員による学術調査を行い、その保存を図るとともに普及を進める。		
10	庶務課	文化財の活用	B (継続)	区内の文化財は、由来・来歴を知り継承することで、区民の地域に対する愛着が深まる文化資源となる。引き続き、文化財解説板の設置や文化財めぐり等を通じて普及・啓発に努める。
		区域の文化財・歴史を区民へ広く普及するため、文化財めぐり、文化財一般公開、文化財標識の設置、子ども文化財散策ツアー、史跡散歩と歴史館特別展見学等を実施		
11	庶務課	埋蔵文化財の保護	B (継続)	埋蔵文化財包蔵地(遺跡)として指定された地域で、建築・土木工事を行う場合は、開発事業者事前に届出を義務付け、必要に応じて試掘・発掘調査への協力を求めている。届出の受理および開発事業者との調整・指導は区市町村教育委員会の事務とされている。
		土木工事計画地が埋蔵文化財包蔵地(遺跡範囲)に該当しているかの照会に対し、該当している場合は適切な届出を行うよう指示し、必要な調査に協力を求める。また、包蔵地内の土木工事に先立ち、必要に応じて立会・試掘・発掘調査を実施する。		
12	庶務課	PTA活動の支援	B (継続)	幼稚園・小中学校のPTA活動を通して家庭教育を支援し、子どもの健全育成を図るとともに、親子や地域との交流も促進していく。
		各校PTAおよびPTA連合会に事業を委託し、それぞれ特色ある事業を計画・実施する。事業内容によっては、地域住民の参加もある。		
13	庶務課	家庭教育力の向上支援	B (継続)	家庭教育を支援するため、保護者に対する学習の機会および情報の提供として実施していく。
		子どもの成長に合わせた親と子の関わり方と家庭での教育力の必要性の有無を自覚するきっかけとしてもらうため、保護者用家庭教育力チェックシートを作成する。		
14	庶務課	校庭開放	B (継続)	土日、三季休業期間に、PTAが学校の校庭を開放することで、子どもに遊び場を提供し、ふれあいの機会を増やす。
		学校の校庭を遊び場として開放する。		
15	庶務課	少年少女スポーツ普及事業	B (継続)	学校施設を活用し、スポーツに親しむ機会を提供することで、子どもの健全育成を目指す。
		学校・地域の協力を得て、各種スポーツレクリエーション事業を実施する。		
16	庶務課	83運動の推進	B (継続)	地域全体の目で子どもを見守るための事業として大きな役割を果たしており、継続して実施する。
		運動啓発ポスターやグッズを作成し、区関連施設・学校・商店等に配布する。また、運動に賛同する団体に対し、「品川区教育委員会」の名義使用許可を出す。平成26年度は、小学校全児童に安全指導の一環として、自転車用ステッカーを配布する。		

## 平成26年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
17	庶務課	子ども地域活動支援 小学校1年生全員に「町会等行事参加カード」を配付し、町会・自治会、地区委員会等の行事に参加することにスタンプ等もらう。スタンプ等が3回分たまったら、区で準備した記念品を渡す。	B (継続)	学校選択制を導入している品川区では、学校選択をしている児童や保護者は、居住している地域活動の参加率が低いという声を受け止める必要がある。学校選択制を継続しつつ、児童・保護者が居住地の地域活動の担い手になれるよう、事業を通じ、地域活動の魅力を再発見するきっかけや町会・自治会の加入率の向上につなげていく必要がある。
18	庶務課	学校事務非常勤職員等の雇用 円滑な業務が行えるよう、学校事務従事員を雇用する。また、病欠・公務災害等による業務の滞りを解消するため、代替職員を雇用する。	B (継続)	個人情報を扱う仕事であるため、今後も区が実施すべきと考える。学校事務従事員については雇用期間が一年であるが、毎年度採用面接を適切に行い、常に良質な人材を確保している。用務主事を代替する臨時職員については、技能職OBを雇用することによって即戦力を確保している。
19	庶務課	維持修繕等 学校施設の的確な維持管理を行い、教育環境の改善や安全衛生の向上を図り、良好な学校施設を維持する。	B (継続)	修繕工事は、グラウンド部分補修、雨漏り補修など中規模工事は庶務課が学校の休業期間を中心に、また、小破修繕は学校に予算を令達し学校長が工事を発注し、効率的な維持管理に努めている。緊急工事以外は包括設計・管理委託をしており、業者委託と庶務課業務との役割分担し、業務の省力化を図っている。
20	庶務課	外壁改修 外壁の経年劣化が著しい校舎の補修を行い、児童・生徒の教育環境の改善や安全衛生の向上を図り、良好な学校施設を維持する。	B (継続)	外壁改修は、コンクリート片の落下等の経年劣化を補修し、安全・安心な施設にしている。既存校の外壁改修は計画的に実施しており、施設の長寿命化に成果を上げている。
21	庶務課	校舎等整備 経年劣化が著しい便所およびその年度ごとに必要な改修工事を計画的に実施し、児童・生徒の教育環境の改善や安全衛生の向上を図り、良好な学校施設を維持する。	A (拡充)	便所改修は、計画的に改修しており、その際、生活様式に合わせ洋式化を進め施設および学習環境の改善を図っている。便所排水管耐震化は、避難所としての防災機能の強化として実施している。校舎等整備は多種の修繕項目があり、年度ごとに必要な工事内容の事業を展開しており、計画的に学校施設の維持管理が図られている。文科省の新たな手引きに従い、高さ6mを超える天井または面積が200㎡以上の天井、バスケットゴール、照明器具等の非構造部材について耐震化の調査を行い、学校施設の安全性向上を図っている。
22	庶務課	屋上防水 屋上防水の経年劣化が著しい校舎の補修を行い、児童・生徒の教育環境の改善や安全衛生の向上を図り、良好な学校施設を維持する。	B (継続)	屋上防水は、防水層の経年劣化を改修し、漏水をなくし施設環境の改善を図っている。既存校の屋上防水工事は、計画的に実施しており、施設の長寿命化に成果を上げている。
23	庶務課	プール整備 プール整備の経年劣化が著しい部分の補修を行い、教育環境の改善や安全衛生の向上を図り、良好な学校施設を維持する。	B (継続)	プール設備は、甲羅干し塗装の補修、本体の取替え、給排水・電気設備の更新等により経年劣化を改善し、安全衛生の向上を図っている。既存校のプール整備は、計画的に実施しており、施設の長寿命化に成果を上げている。
24	庶務課	校庭整備(擁壁改修) 校庭の経年劣化が著しい部分の補修や擁壁等の補修・補強工事を行い、児童・生徒の教育環境の改善や安全衛生の向上を図り、良好な学校施設を維持する。	A (拡充)	擁壁改修は、擁壁点検調査の結果に基づき、危険な箇所の改修を年次計画的に行い、学校の防災・避難所機能を図っている。校庭整備は、表層補修、舗装改修により経年劣化を改善し、安全・安心な施設環境になっている。既存校の校庭整備は、計画的に実施しており、地域開放を含め効率的な利用を図っている。

## 平成26年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
25	庶務課	施設整備等設計委託	B (継続)	施設整備等設計委託は、外壁改修や校舎整備等の政策予算計上をしている設計委託料であり、政策事業と連動している。これらの工事設計・管理は、業者と包括設計委託として契約し、庶務課と役割分担しており、効率的な執行を図っている。
		民間委託の活用により業務の省力化を図る。		
26	庶務課	屋内運動場整備	B (継続)	屋内運動場整備は、床改修、サッシ改修等の経年劣化を改善するとともに、内部照明器具のLED化等を実施し、省エネ化、落下防止対策等を行い、安全・安心な施設環境になっている。既存校の屋内運動場整備は、計画的に実施しており、地域開放を含め効率的な利用を図っている。
		屋内運動場の経年劣化が著しい部分の補修や内部照明器具のLED化を実施し、省エネ化、節電、落下防止対策等を行い、児童・生徒の教育環境の改善や安全衛生の向上を図り、良好な学校施設を維持する。		
27	庶務課	学校維持管理(施設の維持・修繕)	B (継続)	維持管理業務は、自動火災報知設備や屋内消火栓設備等の消防法、自家用電気工作物保安管理業務の電気事業法等の法的なものも含まれており、学校施設の維持管理に重要な役割を果たしている。業務別に契約をし、業務を効率的かつ経費削減に努め省力化を図っている。
		消防関係設備・自家用電気工作物・機械警備、カラス営巣駆除等、学校施設の的確な維持管理を行う。		
28	庶務課	通学安全確認等業務委託	B (継続)	児童の交通安全を図るため、PTA・シルバー人材センターを活用し、通学路の安全確保を実施している。
		区立小学校児童の登下校時における交通安全指導と誘導、学校周辺における児童の安全確保と地域防犯力を高めるための巡視を行う。		
29	庶務課	学校受付業務委託	B (継続)	土曜日授業実施日は、教職員が授業にあっているため、来客対応の人材が不足している。引き続き、土曜日授業を円滑に進めるため、当事業は継続して実施していく必要がある。
		原則、毎月第一、第三土曜日に来客対応の電子錠開錠受付業務をシルバー人材センターに委託する。		
30	庶務課	学校改築の計画的な推進	B (継続)	建物の老朽度、就学人口の動向、学校配置の地域バランスを踏まえて計画的に推進する。平成25年度から改築工事を行っている御殿山小学校については、平成27年9月の完了を目指す。なお、小中一貫校建設については、平成25年3月の豊葉の杜学園外構工事完了に伴い、当初予定した6校が完了した。
		施設の再配置を含めた改築計画指針を見直し、建築手法の工夫、既存校舎の活用などにより経費の削減を図る。		
31	学務課	就学事務(学校選択制)	B (継続)	質の高い学校教育を実施するための手段として、学校選択制が必要である。
		児童・生徒就学事務(新入学含む)を執行する。また、必要な調査及び指導・助言を行なう就学相談員を配置する。		
32	学務課	学校事務のIT化推進	B (継続)	学校事務のシステム化により、事務の統一的・効率的な運用が図れるとともに、事務の迅速化・省力化が図られている。学校事務、校務の執行にあたり不可欠である。
		学籍・就学援助・学校保健・学校給食・私費会計等の学校事務にかかわる業務のシステム・ネットワーク化により、全区立小中学校で学校事務の統一化、迅速化、効率化を図る。		

## 平成26年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
33	学務課	学校ヘルプデスク 区立学校の教職員から、パソコン等の機器・学校事務システム等についての質問受付・回答、問い合わせ、障害受付・切り分け・保守業者等への対応依頼等を業者に委託し、迅速な回答および障害対応を図る。	B (継続)	平成26年度より、学校ヘルプデスクと基幹事務ヘルプデスク委託業務(情報システム課所管)との統合を行った。ヘルプデスクの業務委託により、パソコン・各システムの問い合わせから障害対応など、様々な受付・回答・関係業者への連絡調整について、迅速な対応が図られている。
34	学務課	クラブ・部活動指導(外部指導員) 品川区立中学校の部活動において、指導教員が人事異動などで不足した場合や、地域の人材を活用する目的で、外部指導員を配置することで、部活動の活性化を図り、指導効果を高める。	B (継続)	部活動における外部指導員の活用の要望は増えている。また、小学校の部活動におけるニーズがあることから検討を行う。
35	学務課	プール指導 小中学校において児童・生徒に対するプール指導を補助する。夏季期間中に実施するプール指導や、授業で実施するプール指導において安全を確保すると同時に優れた指導法を習得した指導員を配置することにより、授業の充実を図る。	B (継続)	地域のマンパワーを活用し、プール指導の安全性と指導力を向上させている。温水プールを年間利用している学校からの指導日数の拡大要望があり、検討する必要がある。
36	学務課	夏季施設 夏季施設は5年生を対象として、夏休み期間中に豊かな自然の中で、心身を鍛錬することによって児童・生徒の健康増進を図る。自然教室(冬)は6年生を対象として、日光の冬の自然を体感しながら心の交流と団体行動の訓練の場として実施する。	B (継続)	小学校では、夏休み期間中に全校で夏季施設を実施しており、自然教室については、平成26年度は6校が予定しており、児童の健康増進や心身の鍛錬に寄与している。今後、実施学年、場所の多様化への対応を検討していく必要がある。
37	学務課	移動教室 自然に親しみ、歴史的文化遺産等の学習を経験させるとともに、集団生活を通して規律や連帯感を養い、健康増進を目的に2泊3日の日程で移動教室を実施する。	B (継続)	教育課程の一環として、実施場所、内容等について十分検討の上実施する。
38	学務課	特色ある教育活動(教育環境の整備) 各学校長のビジョンに基づいた特色ある教育活動を推進し、成果基盤型の学校経営の実現のため、教育内容の各学校の特色に適応した教育環境の整備を図る。	B (継続)	品川の教育改革プラン21の「特色ある学校づくり」を予算面で支援する必要がある。
39	学務課	教材教具の充実 教材用消耗品や教具備品について、一部を学校に配当し購入するほか、教師用教科書・指導書の購入やピアノの調律委託等を行う。また、教材用パソコンのセンターサーバ化を行い、リース等を実施する。	B (継続)	義務教育の適正な実施のため必要な整備を行っていく。
40	学務課	学校の維持管理 各種設備機器の保守点検および清掃委託等を実施し、機器を正常な状態に維持する。光熱水費の支出管理および使用状況の把握を行う。	B (継続)	現在の業務水準は必要であるが、コスト削減のための工夫を継続する必要がある。

## 平成26年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
41	学務課	学校運営事務(環境整備等)	B (継続)	現在の事業実施内容に加え、備品等の老朽化に対応するため、取替え・修繕等を行う必要があるものについては、積極的に対応する必要がある。
		学校環境の整備および円滑な校務の運営を図る。(校具の整備、行事式日の運営、校務の運営)		
42	学務課	空港周辺環境整備事業	D (廃止)	平成20年度から財団法人空港環境整備協会より、同協会の助成金要領に基づき、1校あたり200万円を上限に区が予算措置した学校の高額備品に対し、90%の割合で補助金措置されていた。対象校6校について、備品整備ができたことに伴い、平成26年度をもって事業を廃止する。
		羽田空港周辺に位置する学校(八潮地域を除く)への備品整備に対する助成金事業		
43	学務課	学校図書館資料整備	B (継続)	学習活動により一層寄与するため、さらなる効率的な運営方法を検討する。
		主体的・意欲的な学習活動の充実・推進や読書習慣の確立のため、主に図書の充実を図る。		
44	学務課	就学援助	B (継続)	経済的理由により就学困難児童・生徒に対する支援は、区の事業として欠かせないものである。経済状況を踏まえ、今後も継続する必要がある。
		経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費・給食費等の就学援助費を支給し、義務教育を円滑に実施する。		
45	学務課	就学奨励	B (継続)	特別支援学級に在籍(通級含む)する児童・生徒に対する支援は、保護者からも求められている。社会の経済状況も踏まえ、今後も区の事業として継続する必要がある。
		経済的理由により就学困難な特別支援を要する児童・生徒の保護者に対して、学用品費・給食費等について就学援助費の1/2を支給する。		
46	学務課	多子家庭給食費の補助	B (継続)	経済的に負担が困難な保護者に対し、補助金を交付することにより負担の軽減が図られる。また、少子化が進む中、少子化対策という側面もあり、継続する必要がある。
		区立小中学校の学校給食に要する経費のうち、保護者負担のものについて経済的理由により負担することが困難と認められる保護者に対し、補助金を交付する。		
47	学務課	給食運営	B (継続)	学校給食法第4条および第11条、同法施行令第2条第2項により、継続が適当である。給食調理業務等代行に完全移行し、栄養教諭・栄養職員・事務(給食業務)の未配置校には、栄養士の外部委託を導入した。食物アレルギー対応を重視した委託栄養士の配置は適当である。
		衛生管理用品の購入や調理機器・施設設備の修理および小破修繕、清掃委託、生ごみリサイクル等を実施する。		
48	学務課	食材放射性物質検査	B (継続)	学校給食用食材の放射性物質検査は保護者の要望により、不安払拭と風評被害を防ぐことを目的に平成23年11月から開始した。平成24年度からは、給食1食分を1週間分まとめる方法に変更した。平成26年度からは、従来からの放射性物質検査(ヨウ素・セシウム)に加え、放射性ストロンチウム検査を開始した。今後も引き続き保護者に食の安全・安心をご理解いただくため、実施頻度を見直しながら継続していく。
		学校給食への不安払拭と風評被害防止を図るため、飲用牛乳を除く給食1食分を1週間分まとめて1検体として実施する。		



## 平成26年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
49	学務課	給食調理機器等の整備	B (継続)	老朽化した調理機器等について、取り替えが必要である。
		調理機器の機能不全や故障による事故防止を図り、安全で衛生的な学校給食を提供するため、年次計画や老朽状況により、調理機器の老朽取替を実施する。		
50	学務課	給食施設の改修	B (継続)	施設設備が学校給食衛生管理基準に適合していない既存校もあり、維持修繕のみではなく、早急な施設改修を要する。
		給食施設設備の不備による事故防止を図り、安全で衛生的な学校給食を提供するため、給食施設設備の改修工事を実施する。		
51	学務課	学校保健運営	B (継続)	今後も学校医の適切な配置に努める。
		水質検査、教室環境衛生検査等を委託し実施している。学校医(内科・眼科・耳鼻科・歯科)および薬剤師の報酬を支出する。		
52	学務課	歯磨き指導事業	B (継続)	今後も実施校を順次交代し、歯磨き指導の啓発に努める。
		学校歯科医による児童・生徒の給食後の歯磨き指導および保護者への啓発を行う。		
53	学務課	児童・生徒の健康管理	B (継続)	法に則り、今後も継続していく。
		就学时健康診断、心臓・腎臓検診等を委託し実施している。		
54	指導課	区固有教員の採用	B (継続)	区独自の小中一貫教育を円滑・継続的に推進するため、必要性の高い事業である。採用計画の実現および優秀な人材確保に向けて、大学等の関係機関への働きかけの強化、また、宿泊研修や免許取得助成など着実な人材育成を図る。
		区の教育改革の原動力となる高い志を持った者を採用する。また、宿泊研修での講義・討論、特別研究授業、異校種免許の取得推進、小中一貫教育全国サミットへの参加など、固有教員の資質や能力の向上を図る。		
55	指導課	教職員住宅の維持管理	B (継続)	地方出身の新規採用者および区内全域を異動する教職員の居住安定化および緊急・災害時対応に必要である。ゆたか教職員住宅については、平成26年度に耐震補強工事を実施し、補強工事後は、福利厚生目的の職員住宅から災害対策職員待機寮とする。伊藤教職員待機寮については、老朽化が進んでいる状況にあるため、補強工事を行い、住宅としての最低限の質を維持しつつ入居者の居住環境の確保が必要となる。
		教職員住宅および災害時の初動連絡等に従事する教職員を確保するために設置する待機寮の建物および入居者の維持管理を行う。		
56	指導課	教職員互助会に対する補助	C (見直し)	本事業を継続する区は、平成25年4月現在で23区中8区であり、必要性について検討した結果、平成25年度の理事会および評議員会において、平成28年度末をもって廃止することとなった。今後は、廃止に向けての経過措置期間として、会員に人気のある事業を残しつつ事業を見直しながら継続していく。
		教職員の福利厚生事業に係る費用を補助する。		

## 平成26年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
57	指導課	教員への被服貸与(防災服)	B (継続)	「暮らしの安全・安心都市」は、区の重要施策であり、職員の防災意識の向上は必須である。県費負担教職員の身分は品川区の職員となっており、区が実施すべき事業である。防災服の在庫管理は、一括して防災課が行っており、貸与方法は適切である。平成25年度も防災課へ情報提供するなど、全面的な協力を行い必要最小限の購入数に抑えることができています。
		教職員へ防災服を貸与する際に、防災課の在庫数が不足した場合に、必要数を購入する。		
58	指導課	教職員出退勤システム	B (継続)	教職員のサービスの根幹を成すシステムであり、その正確性および整合性の保持が必要である。県費負担教職員のサービス監督権限は、在籍する教育委員会にあり、その適正な管理のため、区が実施しなければならない。システム業者とは、毎月1回定例会を実施し、学校現場から上がる細かなニーズに対応できている。
		教職員に係る法律改正や東京都の人事制度の改正等に伴う、プログラム改修を行い、円滑なシステム運用を推進する。		
59	指導課	教職員研修	A (拡充)	教員の資質・能力の向上は、子どもの学力向上や豊かな心の育成に直接関わる問題であり、非常に重要な要素である。その手法として、研修の実施は大きなウェイトを占めている。法に定められた悉皆研修の受講はもちろんのこと、教職員各人が自主的に研鑽を積むための研修会参加費の助成等、的確な研修計画を進めることができています。今後もスクラップ&ビルドを徹底し、改善を図る。
		当面する学校教育の諸課題について各種研修を行い、指導内容・指導方法の充実を図るとともに、研修の一部において外部講師を招き、本区教職員の資質の向上に資する。		
60	指導課	校内研究会	B (継続)	教員の資質・能力の向上は、子どもの学力向上や豊かな心の育成に直接関わる問題であり、非常に重要な要素である。その手法として、研修の実施は大きなウェイトを占めている。本研修は、学校独自で企画・立案を行い、外部講師を招聘して授業観察・評価・講評を行う手法であるが、学校の予算要望は年々上昇傾向にあり、実績・効果を加味した査定額が難しいため、明確な査定基準の策定や学校への事業内容の周知など徹底していく必要がある。
		各学校における教育課題について各種研修を行い、指導内容・指導方法の充実を図るとともに、研修の一部において外部講師を招き、本区教職員の資質の向上に資する。		
61	指導課	品川区研究学校	B (継続)	小中一貫教育を推進し、品川区の教育の質を向上させるために必要な事業である。研究活動を推進し、質を確保するためには、教育委員会が関与する必要がある。また、区の施策展開を中心とした制度に改めた。これらの研究結果は、研究発表会や研究冊子等で区内に還元されており、今後も事業の継続が必要である。
		品川区の施策に関して、各学校(園)が自主的に研究主題を設定し、これに基づいて実践、研究を進め、研究の過程および成果を発表することにより、本区教育の向上に資する。		
62	指導課	同和教育指導推進委員会	B (継続)	教育委員会の目標達成のために、人権教育・平和教育の推進は必要性が高く、実施が必要な事業である。これらの教育は継続的に実施される必要があり、区が積極的に実施すべき事業である。資料作成を通じ、教員の理解が深まり、作成された資料の活用が期待できる。資料の更なる活用について検討を進める。
		学校における人権教育、平和教育の推進を図る。指導用資料を作成するための委員会を設置し、作成した資料を各学校および教員に配布し、活用する。		
63	指導課	平和に関する指導資料作成委員会	B (継続)	教育委員会の目標達成のために、人権教育・平和教育の推進は必要性が高く、実施が必要な事業である。これらの教育は継続的に実施される必要があり、区が積極的に実施すべき事業である。資料作成を通じ、教員の理解が深まり、作成された資料の活用が期待できる。資料の更なる活用について検討を進める。
		学校における人権教育、平和教育の推進を図る。指導用資料を作成するための委員会を設置し、作成した資料を各学校および教員に配布し、活用する。		
64	指導課	品川区教育会に対する助成	B (継続)	児童・生徒の学力向上や小中一貫教育の推進に向け、必要な事業である。継続的な研究のために、区が支援することが効果的である。教育会会計に繰越金が多く発生していたため、要綱の改正を行い補助金交付額を減額することで効率的な予算執行ができています。品川区の教職員組織の更なる発展のため、助成は継続するべきである。
		品川区教育会に置かれる研究部の活動援助のため、会費の総額に相当する額を上限とし、予算で定める額を補助する。		

## 平成26年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
65	指導課	校外指導	B (継続)	児童・生徒の健全育成のために必要であり、外部委託は不可能である。児童・生徒の指導の充実のため、緊急時でも予算措置ができるよう準備をしている。今後も勤務時間外の対応は必要とするところであり、現行水準を維持しつつ、引き続き充実を図っていく。
		児童・生徒の問題行動に対する緊急対応、不登校児童・生徒に対する指導、祭日、縁日パトロール等		
66	指導課	中学校の進路指導	B (継続)	子どもの進路決定等のために必要な事業であり、区が実施する必要がある。多様化するニーズに応えるため、緊急時でも対応できるように準備をしておき、事業の継続が望ましい。
		進路指導・調査書の作成、生徒・父母を対象とした進路説明会の実施		
67	指導課	クラブ・部活動の指導	B (継続)	中学校・一貫校からの部活動に対するニーズが高まる中、指導に当たる教職員の意欲向上を図り、生徒の健全育成や個性の発揮につなげることを目的とした事業であるため、区が実施すべきである。今後も生徒の健全育成に向け、事業を継続していく。
		勤務時間外や夏季の早朝、夜間の指導を行いクラブ部活動の充実を図る。		
68	指導課	スクールカウンセラーの派遣	A (拡充)	教育相談のニーズは増えており、SCの重要性は増している。専門性や経験を求められ、区が関わる必要がある。「品川学校支援チーム(HEARTS)」と連携しながら学校支援の対応にあたっているが、相談内容が多様化するにあたり、今後も優秀な人材による相談体制の強化を図る必要がある。一方、都費SCが全校配置されたことにより、学校規模や児童数、相談・対応件数などで学校差があり、現状の均一的な配置の在り方から、小学校への区費SCの配置を見直す必要がある。
		児童の臨床心理に関し、スクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善、解決、学校内の教育相談体制等の充実を図る。		
69	指導課	子どもへの暴力防止対策	B (継続)	暴力被害に対して「NO」と言える態度を養成することを目的としており、引き続き継続する。
		人権概念を通して、子どもたちがいじめ、誘拐、性暴力など、あらゆる種類の暴力から自分を守る方法を学ぶワークショッププログラム		
70	指導課	いじめ防止対策	B (継続)	平成24年度に立ち上げた「いじめ等の調査対策委員会」による提言では、問題解決に向け教育委員会が積極的に関与することが求められている。また、同提言から、再発防止に向け、校内体制、教師、生徒、保護者、教育委員会、地域等、様々な視点から問題に取り組む体制作りが不可欠である。学校支援のための「品川学校支援チーム(HEARTS)」、「品川区いじめ根絶協議会」の設置等、問題根絶に向けた取組みを継続し、より効果的な手法の更なる充実を図る。
		「いじめ等の調査対策委員会」の提言を受け、「いじめられている子どもへの支援」「地域・保護者による支援体制の構築」「学校の対応」の観点から取組みの充実を図る。また、「いじめ防止条例」の制定に向け、条例案を取りまとめていく。		
71	指導課	音楽鑑賞教室	B (継続)	多感な時期にある児童・生徒が一流の演奏に触れることで、感性の伸長が図れ教育活動の充実につながる。全小中学校・一貫校が参加しているため、区が主体となり実施すべき事業である。演奏については、楽団に委託しており、表現力・楽器の質・演奏者の比率など他に代え難いが、演奏の曲目は継続的な検討が必要である。また、平成28年度より「ゆうほうとホール」が利用できなくなるため、新たな会場等の検討が必要である。
		管弦楽の生の演奏を鑑賞することにより、音楽への理解を深め、美的情操を豊かにするとともに、より音楽を愛好し、親しむ情を養う。		
72	指導課	連合体育大会	B (継続)	学校を越えて選手が一堂に会し、高め合うことは、児童・生徒の意欲付けになり、教育活動の充実のため必要である。全小中学校・一貫校が参加しているため区が実施すべきである。また、連合行事運営委員会を設置し、東京高校や品川陸上競技連盟と連携するなど、内容や方法の評価等の改善を図っている。
		児童・生徒が一堂に会し、競技、見学を通じ、健全な心身を養うとともに連帯感を高める。公式大会が開催される競技場を予約し、自己の体力を試し、体育の振興と本区教育活動の向上を期する。		

## 平成26年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
73	指導課	<p>小学校特別支援学級の連合学習発表会</p> <p>日頃の学習の積み重ねの総合的な発表の場とし、練習や発表を通じて児童一人ひとりの心身の発達と個性の伸長を図る。劇、舞蹈、スポーツ等を通じて親睦を深める。地域社会の協力を得て、特別支援教育への理解を図る。</p>	B (継続)	日頃の学習の積み重ねの発表の場とし、児童・生徒の心身の発達の場となっている。また、保護者同士の人間関係を広げるという視点においても重要な行事である。全特別支援学級設置校が参加しているため区が実施すべきである。適正な予算執行が行われているが、より効率的・効果的な実施内容の模索について、更なる工夫が必要である。
74	指導課	<p>学習発表会</p> <p>連合行事を通じて、知徳体の調和のとれた人間性豊かな児童・生徒の育成を目指すとともに、日常の学習成果を発表することにより、学校間の交流と親睦を深め、教育活動の充実に資する。</p>	B (継続)	日頃の学習成果を様々な形で発表し、互いに鑑賞し合うことで、学習への興味・関心を高めることができるため、区が実施すべき事業である。中学校英語学習成果発表会は、スピーチコンテストの都大会予選を兼ねるなど有意義なものとなっている一方、一部行事では、観客動員が伸び悩んでいるものもあり、引き続き検証・議論が必要である。
75	指導課	<p>教育センターの維持管理</p> <p>教育に関する調査研究、教職員の研修等の実施、教育関係資料を収集・管理および教育相談活動を通して、学校教育の充実と振興を図る。</p>	B (継続)	教育に関する専門的機関であり、維持・管理は必要である。学校教育の充実と推進を図る事業であり区が実施する必要がある。平成25年度の事務事業評価により、学識経験者から教育センター機能の有効活用が課題であると指摘された。これに伴い、教育センターのあり方について、児童・生徒および保護者へより丁寧かつ迅速な対応が行えるよう、組織や業務内容について見直しを行う必要がある。
76	指導課	<p>教育相談事業</p> <p>心理の専門家である非常勤職員を配置し、親子での来室を基本に登録制により定期的に相談活動を行う。教職員研修においては、教育課題に適応した研修の企画・運営を指導主事や担当教職員と連携しながら実施する。</p>	B (継続)	教育に関する専門的機関であり、維持・管理は必要である。学校教育の充実と推進を図る事業であり区が実施する必要がある。複合施設として、施設の効率的運営や相互利用について、関係機関と連携して取り組んでいる。「教育センターの維持管理」と同様に、教育センターのあり方を見直す上で、検討が必要な事業である。
77	指導課	<p>調査研究事業</p> <p>教育に関する調査・研究、教材の開発・作成、教職員の研修等の実施および教育相談、学校経営への指導・助言、教科書・教育資料の活用等を通して、区における学校教育の充実と振興を図る。研修および教材の開発・作成を行い、幼稚園、小中学校の充実に資する。</p>	B (継続)	教育に関する専門的機関であり、維持・管理は必要である。学校教育の充実と推進を図る事業であり区が実施する必要がある。複合施設として、施設の効率的運営や相互利用について、関係機関と連携して取り組んでいる。部屋の共用など効率的な運営に努めるとともに、複合施設として他の施設や地域住民等に提供できるサービスを検討していく。
78	指導課	<p>小中一貫教育の推進</p> <p>小中一貫教育の効果や課題を検証するとともに、各教科カリキュラム部会による指導内容、方針の改善を進め、区における小中一貫教育を推進する。また、小中一貫教育全国協議会を牽引し、サミットを開催するとともに、小中一貫教育の法整備を図る。</p>	A (拡充)	小中一貫教育は教育改革プラン21の中心であり、教育委員会が主体となり、各学校と十分に連携を図りながらカリキュラムマネジメントの取組み等を進めていく。今後は、小中一貫教育推進委員会での検討内容も踏まえ、分離型の取組みの拡充や小中一貫教育の効果検証を行い、指導内容等の充実を図っていく。また、その実施状況の効果を区民に周知し、地域の理解・協力も得て更なる充実を図る必要がある。
79	指導課	<p>習熟度別学習の推進</p> <p>指導助手を配置して習熟度別のグループを編成し、個に応じた指導を展開する。また、非常勤講師を派遣し各教科の横断的な基礎・基本の定着や発展的な内容の学びを進めるとともに問題解決能力の育成を図る。</p>	B (継続)	一人ひとりの習熟度や能力に応じた指導を行い、個性や特性を生かした教育を行う習熟度別学習は、教育改革プラン21の小中一貫教育の施策であり、今後も充実させるとともに、教育委員会がその方針のもとに直接行う必要がある。今後も効果を検証しながら、継続して実施する。
80	指導課	<p>1～6年生の英語科</p> <p>小学校に外国人講師を派遣し、学校生活の中で自然に英語に触れる機会を取り入れ、実践的なコミュニケーション能力を養う。また、小学校の英語能力を向上させるため、モデル校を指定し、JTE(小学校英語指導支援員)の配置やイングリッシュキャンプを実施する。</p>	A (拡充)	経済・社会等のグローバル化が進展する中、子どもたちが21世紀を生き抜くため、国際的共通語となっている「英語」のコミュニケーション能力を身に付ける必要がある。このことは、子どもたちの将来のためにも、我が国の一層の発展のためにも非常に重要な課題である。さらに、2020年のオリンピック・パラリンピックの東京開催に伴い、国際都市品川区としては、オリンピック・パラリンピックでボランティア等として活躍できる人材を育成することが求められる。

## 平成26年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
81	指導課	ステップアップ学習 指導助手を配置して習熟度別のグループを編成し、個に応じた指導を展開する。また、非常勤講師を派遣し各教科の横断的な基礎・基本の定着や発展的な内容の学びを進めるとともに問題解決能力の育成を図る。	B (継続)	児童・生徒の学習の習得状況に応じ、基礎基本を身に付けさせるとともに、興味・関心に応じて特定分野の優れた能力を伸ばすことを目的として、小中一貫教育要領に基づき本区が独自に実施するものである。都費非常勤講師の時数配当が得られない領域であり、当学習を円滑に実施するため、今後も質の高い区費講師を適切に配置していく必要がある。
82	指導課	まちの人々に学ぶ授業 まちの人々に学ぶ授業など、地域の人材を活用したカリキュラムを導入し、学校・家庭・地域の連携を促進し教育の質を高める。公開講座や地域の方から仕事の苦労話や職業に関連する興味深い話を聞く講座の開催等を行う。	B (継続)	開かれた学校づくりの推進、教育活動の質を高めるため、地域の人材を活用した授業を展開している。区の学校教育をより充実するため、地域の教育資源を活用し、学校、家庭、地域との連携促進を図る点からも、引続き効果的・効率的に事業を実施していく。
83	指導課	市民科・各教科の充実 国の学習指導要領の改訂に合わせ区の中小一貫教育要領を、この間の実践をふまえて改訂するとともに、副教科書をさらに充実させる。市民科や小学校英語科をはじめとした各教科の教科書、教材の改訂・整備を行うとともに指導体制の工夫・充実を図る。	B (継続)	児童・生徒に質の高い教育を提供するためには、小中一貫教育の推進が必要であり、区が主体的に取り組むべき事業である。学校の教員とも連携し、市民科や小学校英語など区独自の教科に関する教材や、小中一貫教育要領を踏まえた副教材の見直しを行うことで、指導内容等の充実と小中一貫教育を図っていく。
84	指導課	市民科茶道 市民科に「学校茶道」を導入し、茶道裏千家淡交会・東京第五東支部から講師を招き授業を実施する。	B (継続)	市民科においては、礼儀作法や対人関係など学ぶ教育内容(単元)が設定されており、茶道という伝統文化を学ぶことによる実践的な活動を通して、市民性の基礎・基本を身につける事業の必要性は高い。事業実施後の授業内容の検討など、更に効果を高め伝統文化・礼儀を体得できるよう継続して指導方法を検討していく。
85	指導課	マナーキッズ NPO法人と協働し礼儀作法等の指導を充実させる。前年度中に、各学校に対して実施希望調査を行い、予算の範囲内で、実施校を決定する。	B (継続)	市民科においては、礼儀作法や対人関係など学ぶ教育内容(単元)が設定されており、スポーツおよび礼法指導等の実践的な活動を通して、市民性の基礎・基本を身につける事業の必要性は高い。事業実施後の授業内容の検討など、更に効果を高め市民科の内容を体得できるよう継続して指導方法を検討していく。
86	指導課	公開授業 区内中学校・一貫校において、各学期1回程度の公開授業を実施する。	B (継続)	保護者や地域に学校教育を理解してもらうには、教育現場を公開して実際に見てもらうのは効果的であり、教員・学校の意識向上の観点からも教育現場で実施する必要がある。連携グループで公開日を統一するなど、より効果的な分離型小中一貫教育を意識して実施し、効果の検証を行いながら継続して実施する。
87	指導課	一般公開 一定期間に保護者や地域住民に、授業および教育活動を公開する。	B (継続)	保護者や地域に学校教育を理解してもらうには、教育現場を公開して実際に見てもらうのは効果的であり、教員・学校の意識向上の観点からも教育現場で実施する必要がある。連携グループで公開日を統一するなど、より効果的な分離型小中一貫教育を意識して実施し、効果の検証を行いながら継続して実施する。
88	指導課	学力定着度調査 4年生および7年生終了時に、国語科、算数/数学科、理科、社会の4教科で、テストを実施し分析する。	B (継続)	各小中学校では、調査結果をもとに分析を行うため、直接区が実施したほうが合理的である。全国学力・学習状況調査、都学力調査との役割を明確にし実施している。児童・生徒の学力を把握し、指導方法の改善につなげる。

## 平成26年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
89	指導課	合同部活動の実施	B (継続)	部活動が生徒の健全な育成に果たす役割は大きく、保護者・生徒からの期待に応え、継続的な運営を図るためには区が実施する必要がある。
		拠点校となる中学校において合同部活動を実施し、実技指導のための外部指導員を配置する。		
90	指導課	特色ある教育活動	A (拡充)	教育改革「プラン21」を受け、基礎学力や学習意欲の向上に向けた学校独自の特色ある教育活動の実施のため必要な事業である。学校選択制による学校間の競争を促すカンフル剤として、効果が期待できる事業には積極的に財政投入を行っていく必要がある。ただし、数カ年に渡る継続事業も増えているため、事業の効果検証を促進し、スクラップ&ビルドを徹底していく必要がある。
		前年度の7月に、各学校から提出された事業実施計画書に基づき、報償費等の予算措置を行う。適正な実施のため、報告書を提出させ、指導主事による査察を行う。		
91	指導課	学習支援ボランティア	B (継続)	児童・生徒の理解の遅れやつまづきを早期に発見し、その対策を打つことで学習意欲の維持・向上を図る事業であり、今後も区が支援する必要がある。ボランティアの確保は、各学校で行っており円滑に運営が行われているが、基礎学力の向上につながるよう今後も支援が必要と考える。
		放課後や土曜日に卒業生等による児童・生徒への学習指導を行い、学力の向上につなげる。大学生や地域の方などのボランティアに対し、交通費相当を謝礼として支給する。		
92	指導課	オリンピック教育推進事業	B (継続)	本事業は、都の委託事業であり、事業実施に係る経費は全額が東京都の負担となるため、費用対効果は高い。体育授業に関わる講師を招聘したり、運動器具等の充実を図るなど、区に還元するところは大きい。平成25年度は、都より3校の追加指定を受け、補正予算を組んで対応した。今後もオリンピック招致を受け、都の予算規模拡大が見込まれるため、区としても制度を活用し体育活動の活性化を図る。推進校は区の判断で行っており、引き続きより効果的・効率的な実践が可能な選定を行っていく。
		体育授業の内容の改善・充実、課外活動や社会体育活動等を通じた、学校スポーツの振興のため、非常勤講師報酬や必要な物品購入費を補助する。		
93	指導課	インクルーシブ教育システム構築事業	B (継続)	本事業は、文科省の委託事業であり、源氏前小学校・鯉浜小学校等をモデルスクールとして、特別支援教育ケア・アドバイザーを配置した。これにより、通常の学級に在籍する発達障害のある児童への合理的配慮に関する実践研究を推進し、各校の参考となった。平成27年度は、文科省の意向を受け、本研究を継続する。
		通常の学級に在籍する発達障害のある児童に対する合理的配慮のあり方を明らかにする。		
94	指導課	学校評価	B (継続)	今後、区の教育を更に充実し、その改善を継続して行うためには、外部からの評価は欠かせない。専門外部評価と校区外部評価を行い、その結果を踏まえた改善策を実行してる。評価結果が学校経営や指導方法、カリキュラム等に反映できるよう、校区外部評価・専門外部評価とともに評価項目や方式の見直しなど改善を進めていく。
		校区外部評価委員会を組織し、教育活動の観察および協議を通じて、各学校の学校運営および教育活動評価と支援を行う。また、学校の経営基盤各分野についての専門家で組織した専門外部評価委員会で、集団ヒアリングを実施し、学校経営の専門的な評価と支援を行う。		
95	指導課	スチューデント・シティ	B (継続)	子どもたちに働くことの意味や必要性、生活することについて理解させるために必要である。また、机上で教科書だけで理解させるよりも効果的であり、経済活動を体験的に学ぶことができる。今後も引き続き経済活動を体験的に学習できるよう、実施方法に工夫を図っていく。
		事前学習に8時間を設定し、体験学習を行うために必要な経済や金融に関する基礎的な知識や技能を学ぶ。その後、6時間のカリキュラムとして、会社の経営側と消費者を同時に体験する。		
96	指導課	ファイナンス・パーク	B (継続)	実際の生活空間を再現した施設で、年収や家族構成が定められた架空の社会人として消費生活を体験する学習である。家計の収入や支出に関する意思決定を行い、自らの将来の進路を体験的に学ぶことは、市民科における将来設計領域に深くかかわる学習である。今後も引き続き経済活動を体験的に学習できるよう、実施方法に工夫を図っていく。
		事前学習に8時間を設定し、体験学習を行うために必要な経済や金融に関する基礎的な知識や技能を学ぶ。その後、6時間のカリキュラムとして、会社の経営側と消費者を同時に体験する。		

## 平成26年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
97	指導課	経営者体験(CAPS)	B (継続)	仮定の焦点の経営体験を通して、意志決定力を育成するためのシミュレーションプログラムである。社会の仕組みや生きた経済現象を体験することにより、データに基づく分析力、複数の意見を調整する力等を身に付けさせることができる。今後も引き続き経済活動を体験的に学習できるよう、実施方法に工夫を図っていく。
		5時間のカリキュラムとして、市民科の授業の中で実施していく。実施後は、体験から分かったことや今後の学習に生かしていきたいこと等についてまとめる。		
98	指導課	和楽器による音楽教育	B (継続)	和楽器による音楽教育は、学習指導要領に定められており、区として進めていく必要がある。箏を使用した授業は、器材の保守を含めた運用において、他の楽器を使用するよりも効果的・効率的であるため、今後も授業方法等の検討も行いながら一層の充実を図っていく。
		伝統音楽を体感し、わが国の伝統的な音楽文化を理解し尊重する気持ちを醸成するため、琴を使用し、各3時間の授業を全小中学校で行う。		
99	指導課	学力向上プラン推進事業(勉強合宿)	A (拡充)	生徒の学習意欲の向上において合宿形式による勉強会は有効な手段である。参加した児童・生徒からも、学校以外で集中的に学習する環境が提供されることにより、自ら学習する意欲・習慣が身に付いたとの声が上がっている。優秀なボランティアの確保等、安定した事業実施のためには区が支援することが有効である。今後も事業効果を検証しつつ、区内他校への普及を図っていく。
		日野学園および八潮学園で合宿形式の勉強会を実施する。また、品川学園では、来年度以降の実施を見据え、学校での集中勉強会を実施する。		
100	指導課	保幼小連携の推進	B (継続)	保幼小の円滑な接続と就学前教育の充実に向けて区が主体的に取り組む必要がある。各校・各園でのカリキュラムの実施と検証を通し、保幼小の連携の更なる充実を図る。
		保育園、幼稚園年長時の後半から小学校1年生1学期程度までの接続期に注目した「ジョイント期カリキュラム」を作成し、実施するとともに、その効果を検証していく。		
101	指導課	マイスクール八潮の運営	B (継続)	不登校児童・生徒への支援として必要である。区立小中学校の児童・生徒への対策として区が実施することが適当である。不登校児童・生徒の学校・生活の課題の改善と教育環境の充実を図りながら継続して実施する。
		非常勤職員(校長経験者・教育相談員・教育心理相談員)を配置し、学習支援や生活指導、個人面談活動を行う中で、個別指導や集団指導等、各児童・生徒の状況に応じた支援を行う。		
102	指導課	中学校英語学習指導	A (拡充)	経済・社会等のグローバル化が進展する中、子どもたちが21世紀を生き抜くため、国際的共通語となっている「英語」のコミュニケーション能力を身に付けることが必要である。このことは、子どもたちの将来のためにも、我が国の一層の発展のためにも非常に重要な課題である。さらに、2020年のオリンピック・パラリンピックの東京開催に伴い、国際都市品川区としては、オリンピック・パラリンピックでボランティア等として活躍できる人材を育成することが求められる。事業の実施状況や効果検証テストの結果を踏まえながら、今後の英語教育の施策を検討していく。
		平成26年度より「友好都市教員交流・学習指導費」から事業名を変更し、友好都市教員交流事業については廃止した。新たにグローバル人材育成経費や効果検証用テスト実施経費を盛り込み、英語活動を通じて世界の言語・社会・文化等への興味・関心・理解を深める。		
103	指導課	帰国児童・生徒等適応指導	B (継続)	外国籍や帰国児童・生徒は品川区にも多く在籍しており、学校に適応するための語学習得は専門的かつ集中して行う必要がある。義務教育は区が責任を持って所管すべき事項であり、児童・生徒に日本語の能力を付けることは区が実施すべきである。
		山中小学校の空き教室を利用して、日本語能力の習得を進めるための言語指導や対象者の実態に応じた教科への適応指導を行う。		
104	指導課	人権尊重教育の推進	B (継続)	人権尊重教育は、区ならびに教育委員会の重要課題である。区の教育目標に照らしながら、国や都の施策を有効に活用して、引き続き区が進行・管理することが妥当である。経費については、全額都が負担しており、区内全学校にとって有意義なものとなっていることから、人権尊重教育を一層充実させるため、引き続き実施していく。
		人権尊重教育にかかわる研究実施		

## 平成26年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
105	指導課	代替職員の雇用	B (継続)	特定の職種で臨時的な欠員が発生した際に、職務を代行するための代替職員(臨時)の補充が必要である。「東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例」により、区が実施することとなっている。学校運営に支障のないよう適切な配置に努めていく。
		品川区立小中学校、小中一貫校の養護教諭・事務職員・栄養職員の病欠等の発生時に、代替職員を配置することにより、学校運営に支障が出ないようにする。		
106	指導課	特別支援教育のサポート	B (継続)	特別な教育的ニーズを要する児童・生徒が増加しており、区が主体となることが有効である。医師や大学教授等民間の人材を活用し計画的・効率的に実施しており、今後も継続していく必要がある。「特別支援学級の運営」と同様に、教育センターの機能をより充実させていく。
		学期に一度、医師、臨床心理士、都立特別支援学校コーディネーター、学校経営監等専門家が訪問し、授業観察を行い、望ましい教育的対応についての指導、助言を行う。また、個別の教育支援計画や個別指導計画作成の指導、助言を行う。		
107	指導課	特別支援学級の運営	B (継続)	社会的状況に見合っており、現状を維持することが必要である。また、公平、公立性を保つことが必要であり、区が一定の関わりをもつことが重要である。特別な教育的ニーズのある児童・生徒は増加傾向にあり、継続的に実施していく必要がある。
		NPO団体に人材配置を委託し、特別支援学級に介助員を配置する。また、通常学級に在籍し特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対しても介助員または学習支援員を配置する。		
108	指導課	就学事務(就学相談)	B (継続)	法令上、障害のある児童・生徒の就学すべき学校の指定に係る通知を行う際には、保護者、専門的知識を有する者の意見を聞くこととされており、事業実施は必要である。また、教育委員会が実施することとされている。特別な教育的ニーズのある児童・生徒は増加傾向にあるため、事業継続の必要がある。
		保護者からの申請に基づき、就学相談を実施。医師、臨床心理士、都立特別支援学校教諭、小中学校長、事務局等により就学相談委員会を構成し、児童・生徒の行動観察、保護者面談等を実施、判断、決定していく。		
109	指導課	教科書採択	B (継続)	法令上、実施が義務付けられており、また教育委員会が実施することとなっている。検討委員会等の開催回数および謝礼の額は適切であると判断する。引続き事業を実施する必要がある。
		教育委員会において教科書採択を行うため、教科用図書調査検討委員会等を設置し、採択案の作成、教科書等の調査研究を行う。		
110	指導課	幼稚園講師の採用	B (継続)	幼稚園の管理・運営責任は区にあるため、区が実施する必要がある。年間を通して、安全で適正な教育活動を行うため、事業継続が必要である。
		遠足随行、運動会練習指導その他の教育活動を行わせるため、非常勤の幼稚園講師を採用し、配置する。		
111	品川図書館	図書館資料の充実	B (継続)	区民が求める情報を適切に提供するため、最新のものを始めとして幅広い資料群が必要である。また、誰もが、いつでも利用できる身近な区立図書館がその提供の場として効果的である。資料選定については、選定アドバイザーを委嘱し、選定会議の効率化を図っている。平成27年度から地区館は、指定管理者制度により効率的で質の高いサービスを提供するため、図書・視聴覚資料等について各館の選定を踏まえた資料収集計画を作成し、品川図書館で最終調整・決定等を行うための選定基準等の改正を進めている。
		資料や情報の収集・整備を行い、魅力ある図書館づくり及び地域の情報拠点として課題解決に向けた図書館づくりを図る。		
112	品川図書館	ビジネス支援図書館の充実	B (継続)	図書館においてはビジネス関連資料の収集・管理・提供が中心となり、資料選定については、ビジネスカタリストマネージャの助言を定期的に受け、選定業務および蔵書管理の効率化を図っている。平成27年度開設予定の品川産業交流支援施設との資料収集、相談事業等の役割分担については、ものづくり・経営支援課と協議を行うとともに、平成26年度で終了する大崎ビジネス支援図書館は、ビジネス資料の更新を一定程度行いつつ、公共図書館の基本的サービスの面からビジネス支援資料の収集・提供を継続する方向で検討する。
		ものづくり(金属・機械・電気)および中小企業関連資料(図書・雑誌・新聞)の収集・管理および提供を行う(図書館の資料管理についてはビジネスカタリストマネージャの支援も受けている)。		



## 平成26年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
113	品川図書館	ボランティア養成講座(地域)	B (継続)	図書館で行っているボランティア育成については、これまで子ども読書活動の推進に向け、目的・活用対象別に実施してきたが、更に効率的・効果的な運営とするため、ボランティア養成講座として一元化して行うこととした。これに伴い、地域でのボランティア活動を支援する目的で開催する講座については、実際に活動するボランティアを対象としたレベルアップに特化する。
		地域で活動するボランティアの支援を実施している。参加者は実際に地域で活動しているボランティアを対象として、公募により募集する。		
114	品川図書館	「しながわ親子読書の日」および「子ども読書の日フェア」	B (継続)	子ども読書の日フェア、親子読書の日も徐々に定着してきており、子どもの読書習慣確立に向けての地道な啓発活動として引き続き実施する。
		毎月23日を「しながわ親子読書の日」とし、読み聞かせのお勧め本を紹介するパンフレットを発行、また、4月23日の子ども読書の日にちなみ年1回「子ども読書の日フェア」を開催している。平成26年度は、「品川区子ども読書活動推進計画」の改訂を行う。		
115	品川図書館	図書館サービスの充実	B (継続)	貸出数はここ数年単位でみると順調に伸びてきているが、インターネットによる予約数も年々増えていることなどから、図書館システムの良好な維持管理に努め、基本的な図書館サービスを安定的かつ継続的に提供する。
		図書館法の定義に基づき、「一般公衆の利用に対し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する」ための基本的なサービスを提供している。		
116	品川図書館	科学あそび教室(自然観察教室)	B (継続)	本事業は、地域の身近な場所で、気軽に自然科学に触れる体験が可能であり、区民から好評を得ている。自然科学分野の図書への児童の関心を高め、読書活動の推進につなげるため、継続して実施する。
		子ども読書活動推進の一環として、観察や実験を通して自然科学への興味を喚起し科学読み物への導入を図るため、小学生を対象に、夏休み期間に開催している。		
117	品川図書館	ボランティア養成講座(レベルアップ・基礎)	B (継続)	図書館で行っているボランティア育成については、これまで子ども読書活動の推進に向け、目的・活用対象別に実施してきたが、更に効率的・効果的な運営とするため、ボランティア養成講座として一元化して行うこととした。図書館に登録して活動するボランティアを支援する講座については、レベルアップと新規養成(隔年実施)を目的として開催する。今後、レベルの高い自立して活動できるボランティア育成に向け、適切な支援を実施していく。
		子どもの読書活動支援を目的として、図書館の児童サービスの充実と区民参加促進にかかわるボランティア養成を実施している。		
118	品川図書館	絵本講座(児童センター共催事業)	B (継続)	事業対象層である幼児クラブ参加者、児童センター利用者に対して、効率的・効果的にPRを実施することが可能な事業であり、効果も大きいことから引き続き事業を実施する。
		図書館が内容の企画と委託事務手続き、児童センターが場の提供と募集を行い、講座を通じ、子どもには本の楽しさや面白さ、親には子どもの絵本の選び方を伝えている。		
119	品川図書館	障害者サービス	B (継続)	IT等の技術の進歩により、障害者への情報のアクセス阻害要因が軽減されつつあるとされるが、障害があっても文化的な作品を享受できる機会を保障することは区立図書館の責務である。将来に渡り、一定以上のニーズを保有する事業であるため、今後、音訳・点訳等の資料製作などに携わるボランティアとの協力を継続しつつ実施する。
		身体の障害等により来館が困難であったり、視覚等の障害により通常の利用が困難な利用者のニーズに応える事業を実施している。		
120	品川図書館	図書館フェア(読書週間行事等)	B (継続)	広く区民に読書の普及を図るため、図書館が主体となって読書の推進を図るとともに、講演会、朗読会などの行事を通じ読書週間の主旨を周知していくことが重要である。実施手法については、平成27年度から地区館では指定管理者が主体的に取り組み、品川図書館では委託拡大等に対応する予定である。
		秋(10月)と春(3月)の図書館フェアとして全館統一テーマを設け、各館でテーマに沿ったブックフェア(特集本の展示)を実施し、貸出数の増を図る。また、秋には講演会、春には朗読会を開催する。		

## 平成26年度事務事業評価

No.	所管課	事務事業名称	評価	
		事業概要	総合評価 (今後の方向性)	
121	品川図書館	おはなし会	B (継続)	ボランティアの有効活用やNPOとの連携の強化を進めながら、更なる子ども読書活動推進に資するよう工夫し、継続して実施する。
		乳幼児のうちから本に親しむ環境を提供するため、各図書館で定期的に、素ばなし、紙芝居、絵本の読み聞かせ、手遊び、パネルシアター等を実施する。		
122	品川図書館	図書取次サービスの実施	B (継続)	駅に近い行政サービスコーナーにおいて図書取次ぎサービスを行うことで、近隣区民や駅利用者にとっての利便性が一段と増した。今後も利用が増えることが予想されるため、引き続きよりよいサービス提供を継続する。
		武蔵小山・大井町行政サービスコーナーにおいて、ホームページや窓口等で予約した図書館資料の取次ぎを行う。		
123	品川図書館	図書館施設の維持管理	B (継続)	引き続き、建物の適正な維持管理を行っていく必要がある。また、大規模施設改修については、今後、施設整備課と連携を密にして、館の良好な運営に支障をきたさないよう計画的に修繕を行っていく必要がある。
		区立図書館10館の円滑な運営を保持するため、環境整備や施設維持管理を適正に行う。平成26年度は、荏原文化センター耐震改修工事に伴う荏原図書館の大規模改修工事を実施するとともに、大崎図書館擁壁改修工事を予定している。		
124	品川図書館	図書館窓口等業務委託	C (見直し)	平成17年度より内部改革を進め、より良いサービスの提供とコスト削減を一体的に図ってきた。平成25年度からは荏原図書館の業務委託を拡大し、同館の職員を庁舎型勤務とすることにより定数減を行った。平成27年度には、地区館9館に指定管理者制度を導入するとともに、中央館である品川図書館の業務委託を拡大し、図書館サービスの更なる充実を図る。
		平成17年度より全10館の窓口等業務を民間事業者へ委託後、ブロックの統合・業務体系の見直し委託業務の拡大を図った。平成25年度からは、品川・荏原の2ブロック体制で安定的な運営がされている。平成26年度は、地区館9館を指定管理者に移行する準備を進めるとともに、品川図書館の業務委託についても拡大する。		
125	品川図書館	学校図書館維持管理	B (継続)	平成24年度に引き続き、システム機器にかかる費用コスト削減を図るとともに、学校図書館についての意見・要望の把握に努め、図書館としてできる更なる利活用への取り組みを行った。効果的な教育課程での活用に向けて、引き続き指導課・学校と連携しつつ検討していく。
		読書習慣の確立、主体的・意欲的な学習活動の充実・推進のため、システムネットワーク化や民間委託による支援スタッフ配置等を行う。		
126	品川図書館	学校図書館ボランティア養成講座	B (継続)	学校図書館ボランティアは、学校図書館の効率的、効果的な運用には欠かせない存在であるのみならず、学校図書館ボランティアの体験が保護者の学校運営への理解、協力を深める端緒ともなりうる。今後も引き続き、学校と連携・協力しつつ、実効性のある講座を開催しボランティアを育成していく。
		学校図書館活性化の一環としてボランティア養成講座を開催し、育成を図っている。		